

テーマ：「競争社会」について論ぜよ。

運	動	会	で	の	徒	競	走	、	大	学	受	験	や	資	格	試	験	な		
ど	と	い	っ	た	受	験	競	争	、	さ	ら	に	は	社	会	人	間	に	お	
け	る	出	世	競	争	と	、	現	代	社	会	で	は	至	る	と	こ	ろ	で	
競	争	が	繰	り	広	げ	ら	れ	て	い	る	。	と	き	に	「	競	争	を	
す	る	か	ら	敗	北	者	（	劣	っ	た	人	・	貧	し	い	人	）	が	出	
て	し	ま	う	の	だ	」	と	批	判	さ	れ	る	こ	と	も	あ	る	が	、	
は	た	し	て	、	競	争	社	会	は	良	い	も	の	な	の	だ	ろ	う	か	。
大	手	受	験	予	備	校	の	デ	ー	タ	に	よ	れ	ば	、	難	関	大		
学	へ	の	合	格	に	必	要	な	学	習	時	間	は	お	よ	そ	30	00	時	
間	で	あ	る	が	、	イ	ン	プ	ット	に	要	す	る	講	義	時	間	は		
40	0	時	間	ほ	ど	し	か	な	い	と	い	う	。	言	い	換	え	れ	ば	、
「	自	ら	勉	強	時	間	を	確	保	し	努	力	の	で	き	る	人	」	が	、
受	験	競	争	を	勝	ち	抜	き	合	格	を	勝	ち	取	る	こ	と	が	で	
き	る	と	言	え	る	。	ま	た	、	私	人	間	の	競	争	（	争	い	）	
を	規	律	す	る	民	法	で	は	、	「	努	力	を	し	た	人	が	報	わ	
れ	る	」	よ	う	、	ル	ー	ル	が	制	定	さ	れ	て	い	る	。	例	え	
ば	、	A	さ	ん	か	ら	B	さ	ん	、	A	さ	ん	か	ら	C	さ	ん	へ	
と	二	重	で	土	地	の	売	買	が	起	き	て	し	ま	っ	た	と	き	、	
「	土	地	は	誰	の	も	の	に	な	る	か	」	と	い	っ	た	争	い	が	
起	き	て	し	ま	う	。	民	法	17	7	条	で	は	「	登	記	の	先	後	

で決する」と規定されており、換言すれば、
登記取得という面倒な作業を行ってでも、自
らの物にしようと先に努力した人へ土地の所
有を認めている。上に挙げた2例のように、
日本では努力をした者が報われるような社会
を目指していると言え、怠けものに利を与え
ないよう仕向けているのだ。
以上より、努力を促し怠けるのを防ぐとい
う点で、競争社会は良いものと言えよう。医
学生・医師であっても、成績・評価を受け、
仲間としてのぎを削って努力し、社会のために
向上していく心は必要であると考ええる。ただ
し、健全な競争社会を築いていく上で、以下
の3点には注意しなければならぬ。1つ目
は、皆が等しく競争に参加できるよう、競争
へ参加するための障壁をなくすること。2つ目
は、成績・評価を受けるときは、公正・平等
な基準を設けること。3つ目は、競争で大き
な傷を負う人を出さない制度・傷を負った人
を皆で支えていける制度を整えることである。